

### 第3章 景観施策の展開

この章では、第1章で台東区の景観特性をもとに抽出したまとまりや地域、第2章で定めた基本理念・基本方針をもとに、今後の台東区景観施策体系を定め、施策の取り組みを明確にします。

#### 1. 台東区全域を対象とした景観誘導

これまでの台東区の景観まちづくりをさらに前進させるため、景観まちづくり条例による区独自の仕組みや施策を継承しつつ、これらと組み合わせて景観法の行為制限制度を活かし、より充実した景観誘導を推進します。

- ・ 区民・事業者等との共通理解の下に進める景観行政  
 これまでの景観行政を一步踏み込んで取り組んでいく台東区では、区民・事業者等との共通理解を深める事が大切と考えております。景観法に基づいて定める行為の届出手続き、合わせて景観条例に基づいて定める事前協議の手続き等、様々な場面で行為主体との誘導・協議の場を設ける事が可能となります。
- ・ 景観法の制度に独自制度を組み合わせることで各制度に柔軟性や広がりを持たせる  
 上記の行為の届出と事前協議のように、景観法の制度は、条例等による独自制度と組み合わせることでより使いやすくなるものが多いと考えられ、例えば次のような制度の組み合わせが考えられます。

景観法の制度	条例等による独自制度
行為の届出	・ 条例による事前協議(協議における、行為の規模や対象地の状況に応じた、専門家による協議機関の強化)
景観重要建造物・樹木の指定	・ 周辺住民等による指定物件の保全・活用におけるサポート活動を位置づける仕組み・指定物件の保全 ・ 活用に係る費用助成や技術的支援の仕組み
景観重要公共施設	・ 指定公共施設の整備時や、大規模な維持補修事業時における事前協議の仕組み ・ 「公共事業の景観づくり指針」の策定による事前の景観配慮の仕組み

また、台東区の景観を実効的に位置づけるため、台東区景観条例、景観まちづくり推進計画の策定、東京都屋外広告物条例及び台東区景観計画により景観まちづくりを推進します。

台東区景観計画	・ 区の景観特性やこれまでの景観施策を検証し、景観形成のための基本的な考え方、取り組むべき具体的方策を明確にする ・ 景観法に基づく景観施策の具体的な取り組みを定める
台東区景観条例	・ 景観法の委任事項について定める ・ 区民の景観まちづくり支援や、推進体制等、独自の景観制度について定める
景観まちづくり推進計画	・ 景観計画や条例等に基づいて実施する景観まちづくり事業について、関係主体(区民、事業者、庁内部局、関係機関)との連携事業や景観独自に推進する事業について定め、逐次更新していくローリングプランとする
東京都屋外広告物条例	・ 景観計画に位置づけることで、屋外広告物について規制誘導等を図る

基本理念	基本方針	景観法の制度活用
1. 下町の生活を表現する景観づくり	①下町の生活の情景・美しさを大切にしたい景観形成	・大規模建築物を下町のスケール感等になじませる基準による景観誘導（行為制限）【景観法第16条】 ・下町の情景を残す地区での界限基準による景観誘導（景観協定）【景観法第81条】
	②歴史・文化資源を活用した景観形成	・景観重要建造物の指定【景観法第19条】
	③良好な眺望を確保する景観保全	・行為制限制度による眺望景観保全【景観法第16条】
2. 祭り等の賑わいを活かした景観づくり	①祭りや地域行事の舞台の景観形成	・重要な場での景観法諸制度活用による施策推進（行為制限）【景観法第16条】
	②国際観光地にふさわしい景観形成	・重要な場での景観法諸制度活用による施策推進（行為制限）【景観法第16条】
3. 地形、緑・水を守り、まちづくりに取り込む景観づくり	①都市構造を特徴づけてきた自然的要素の保全・育成	・景観重要樹木の指定【景観法第28条】 ・景観重要公共施設（道路・公園・河川）としての緑の保全・緑化の推進【景観法第47条】 ・緑地保全・緑化誘導（行為制限）【景観法第16条】
	②新たな建築や開発、公共事業でのスケールに応じた緑空間形成	・緑地保全・緑化誘導（行為制限）【景観法第16条】
4. 特徴的な通りの景観整備	①シンボルとなる通りの景観形成	・景観重要公共施設（道路）の指定【景観法第47条】
	②商店街の景観整備	・地元の発意に応じた地区の景観計画づくり支援（景観協定）【景観法第81条】
	③生活道路の景観整備	・行為制限制度による沿道景観保全・誘導【景観法第16条】
	④高架や鉄道沿線、幹線道路沿いの景観の修景	・景観重要公共施設（道路）の指定【景観法第47条】 ・重要な場での景観法諸制度活用による施策推進（景観協定等）【景観法第81条】
5. 景観まちづくりの推進	①総合的な景観制度体系による推進	
	②区民と協働した景観まちづくりの推進	
	③庁内、関連機関との連携体制の確立	

景観条例	景観まちづくり推進計画	その他
<ul style="list-style-type: none"> <li>事前相談、事前協議による誘導【景観条例第14条】</li> <li>景観まちづくり協定（三軒協定等）制度等の活用【景観条例第30条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下町のランドマークとなる公共施設整備</li> <li>民間建築物の緑化推進</li> <li>狹隘道路整備</li> <li>景観まちづくり協定（三軒協定等）制度等への助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的な地区や場所での景観ガイドラインづくり（検討）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成資源の選定【景観条例第27条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定建造物の保全に補助等のインセンティブ</li> <li>景観30選</li> <li>景観重要建造物周辺の民間建物整備</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>事前相談、事前協議による誘導【景観条例第14条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観シミュレーションソフト（景観シミュレーションソフト導入検討）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>眺望景観を保全すべき場所での景観ガイドラインづくり（検討）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事前相談、事前協議による誘導【景観条例第14条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ポケットパーク整備（総合設計等の敷地の広場状空地を、地域にあったポケットパーク誘導）</li> <li>さわやかトイレ整備</li> <li>区道整備（かつば橋本通り、清洲橋通り、その他施設）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>事前相談、事前協議による誘導【景観条例第14条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間建築物の緑化推進（再掲）</li> <li>商店街景観協定等</li> <li>街路灯等整備</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成資源の選定【景観条例第27条】</li> <li>事前相談、事前協議による誘導【景観条例第14条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>樹木の保全支援</li> <li>道路緑化</li> <li>公園緑化</li> <li>民間建築物の緑化推進（再掲）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑地内での景観ガイドラインづくり（検討）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>事前相談、事前協議による誘導【景観条例第14条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑化助成</li> <li>公遊園の再整備（隅田公園、その他）</li> <li>公共施設の緑化</li> <li>区有施設整備（共用空間・建築）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>景観重要施設周辺景観整備</li> <li>事前相談、事前協議による誘導【景観条例第14条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区道整備（かつば橋本通り、清洲橋通り、その他施設）</li> <li>都道整備</li> <li>街路灯等整備</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会等の認定・支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>商店街景観協定等（再掲）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>事前相談、事前協議による誘導【景観条例第14条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間建築物の緑化推進（再掲）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>景観重要施設周辺景観整備</li> <li>事前相談、事前協議による誘導【景観条例第14条】</li> <li>景観協定制度等の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高架や鉄道沿線沿いの公道の整備機会を捉えた沿線修景</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>事前相談、事前協議による誘導【景観条例第14条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観ネットワーク</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅街等に対する景観協定制度等の拡大【景観条例第27条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観まちづくり協定（三軒協定等）</li> <li>まちづくり大学</li> <li>まちかど景観コンクール（景観上見本となる物件を表彰）</li> <li>景観ふれあいまつり</li> <li>景観資源マップの電子化</li> <li>民間建築物の緑化推進（再掲）</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>景観形成団体の支援【景観条例第32条】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくり協力員派遣</li> </ul>	

## 2. 台東区の個性をきわだたせる景観形成

台東区の景観形成は、総合的に景観施策を展開するばかりではなく、台東区の個性を際だてていくことが重要です。これまでも述べてきたとおり自然的・歴史的・文化的な景観特性から街並みが連担していることから台東区全域を景観計画の区域と定め地域ごとの基準を定めることとします。特に景観構造上主要な骨格となっている地域や共通の景観特性を持つ地域は地区ごとに区分し、地区ごとの個別の方針や基準を定めてまいります。

また、台東区には多種多様な歴史的建造物、地域のシンボルとなっている樹木などの景観資源の保全・活用を進めていくことでメリハリのある景観施策を展開してまいります。

### (1) 台東区の景観を特徴付けている軸を活かした景観形成（景観基本軸）

第1章で述べてきた台東区全体の景観を特徴付けている地形、緑、歴史や、第2章で述べてきた道路等の大きなネットワークから台東区の景観構造の主要な骨格となり、都市構造を認識しやすくする次のような地域を景観基本軸と位置づけ重点的な景観形成を図ってまいります。

- 1) 河川に沿った地域
- 2) 崖線に沿った地域
- 3) 道路、鉄道等に沿った地域

#### (第1章及び第2章より景観基本軸の抽出)

- 1) 台東区ばかりでなく東京都の景観を構造付けている隅田川や神田川
- 2) 台東区の拠点である上野地域と浅草地域を結ぶ浅草通り
- 3) 上野恩賜公園に向かうシンボル性の高い通りであり、歴史的には広小路として整備された経緯を持つ中央通り
- 4) 浅草の広小路であり、門前町として賑わいある雷門通り
- 5) 江戸時代の御成道であった浅草と上野を結ぶかっぱ橋本通り

これら景観軸については、景観法の制度、条例等による独自制度、また積極的な公共施設の整備により、重点的な景観形成を図ります。また、上野台地の崖線緑地や本郷台地の緑地の連なり等の、崖線を縁取る緑についても、区の景観を特徴づける骨格として重視し、緑の保全や緑化等の景観誘導を検討していきます。

#### ・景観法の制度の活用

- 骨格を成す道路、河川等の周辺を区域区分し、独自の基準による協議や行為制限等により、緑化保全や眺めに配慮したきめ細やかなまち並み誘導等を図ります。
- 骨格を成す道路や河川等を景観重要公共施設に位置づけ、整備方針を策定し積極的に景観整備を図ります。
- 景観重要樹木制度等を活用した緑の保全の推進を図ります。

#### ・条例等による独自制度の活用

- 事前協議等の区の独自制度の運用によって、より実効性の高い景観誘導を図ります。
- 樹木の保全や緑化に対し区民が取り組みやすいサポート体制を築き緑豊かな景観形成を図ります。
- 景観重要公共施設に位置づける公共施設と共に、骨格となる道路、河川等の周辺に立地する公共施設についても積極的に景観整備を図ります。

## (2) 台東区の個性を高める地域での先行的な景観形成（景観形成特別地区）

景観基本軸は、景観の主要な骨格となる軸状の空間である。これに加えて、台東区には、文化財や歴史的な施設など点的な景観要素を持つ地域、他とは性格の異なる景観や観光資源をもつ一定の広がりのある地域などがある。これらの地域の景観特性を際立たせ、その周辺を含めたまとまりのある景観の形成を推進することは、都市空間の質や魅力の向上につながります。

このような地域及びその周辺を景観形成特別地区として指定し、景観形成の方針や基準を設け、一定の規模以上の建築物等に対する景観誘導の基準を定めます。

### (第1章及び第2章より景観形成特別地区の抽出)

- 1) 徳川家の菩提寺として建立された寛永寺を中心に賑わいをもち栄えた地域で、現在も台東区の観光の拠点である上野恩賜公園周辺  
※上野恩賜公園周辺は、公園・上野駅周辺・不忍池周辺・上野桜木周辺でそれぞれ景観特性が異なるためゾーン分けにより別々の景観誘導の基準を定めます。
- 2) 徳川家の祈願所とした浅草寺を中心に賑わいをもち栄えた地域で、現在も台東区の観光の拠点である浅草寺周辺  
※浅草寺周辺は、浅草寺周辺と浅草六区周辺で景観特性が異なるため別々の景観誘導の基準を定めます。
- 3) 東京スカイツリーの眺望がすばらしい台東区を代表する公園である隅田公園周辺
- 4) 明治29年に三菱創設者・岩崎家の本邸として建てられ、洋館及び撞球室などが重要文化財に指定されている旧岩崎邸庭園周辺

これら景観形成と区別地区については、景観法の制度、条例等による独自制度、また積極的な公共施設の整備により、重点的な景観形成を図ります。また、生活の場でありながら近年は観光地としてクローズアップしつつある谷中寺町周辺についても、重点的に景観形成を図る地域として検討していきます。

#### ・景観法の制度の活用

- 重点的に景観形成を図るべき地域を区域区分し、独自の基準による協議と行為制限等により、特徴あるまち並み形成や緑化の推進など、きめ細やかな景観誘導等を図ります。
- 景観重要建造物・樹木制度等を活用した景観資源や緑の保全を図ります。
- 景観協定制度の活用による地域ルールづくりを推進します。

#### ・条例等による独自制度の活用

- 事前協議等の区の独自制度の運用によって、より実効性の高い景観誘導を図ります。
- 区民による歴史的建築物や樹木等の景観資源の保全、活用に対しての支援策等の構築を図ります。
- 接道緑化、壁面緑化や屋上緑化に対し区民が取り組みやすいサポート体制を築き緑豊かな景観形成を図ります。
- 重点的な地域に立地する公共施設については、積極的な景観整備を図ります。





■ 景観基本軸と先行的に景観形成を図るべき地域

**1. 隅田川**  
 ・江戸期から「大川」として庶民に親しまれてきた河川  
 ・近代の橋梁や船の往来、花火大会などの水辺の風景

**2. 神田川**  
 ・隅田川に合流する河口部に位置  
 ・近代の橋梁などが見られる個性的な水辺の風景

**3. 浅草通り**  
 ・台東区の拠点である上野地域と浅草地域、そして東京スカイツリーを結ぶ通り  
 ・通りの南側沿道には仏具店が集積している

**4. 中央通り**  
 ・江戸期に広小路として整備された  
 ・上野恩賜公園に向かうシンボル性の高い通り

**5. 雷門通り**  
 ・浅草の広小路であり、門前町として賑わいのある通り  
 ・沿道には雷門など、区を代表する景観資源がある

**6. かつば橋本通り**  
 ・江戸期には上野の寛永寺と浅草の浅草寺を結ぶ御成道であった  
 ・沿道や周辺には曹源寺（かつば寺）をはじめとした寺社が立地  
 ・通りからの東京スカイツリーへの眺望

**7. 上野恩賜公園周辺**  
 ・上野台地や本郷台地からの見晴らし  
 ・低地からの台地の緑を眺めることができる地形  
 ・上野恩賜公園の水辺や緑の風景  
 ・公園内の寛永寺や弁天堂などの歴史的資源や国立博物館や西洋美術館などの文化的資源が集積している

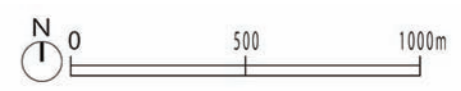
**8. 浅草寺周辺**  
 ・江戸期より浅草寺を中心に活気や懐かしさのある仲見世周辺  
 ・芸能文化を感じさせる浅草六区地区

**9. 隅田公園周辺**  
 ・公園内の梅や桜、あじさいなどの四季折々の花や緑  
 ・待乳山聖天や山谷堀、今戸神社などの歴史的資源が点在している  
 ・公園内からの東京スカイツリーへの眺望

**10. 谷中寺町周辺**  
 ・上野台地、本郷台地との谷地に位置し、坂道が多く、地形の変化に富んだ地域  
 ・随所で感じられる見晴らしや空間の広がり  
 ・寺社や谷中墓地などの名所・旧跡や朝倉彫塑館などの文化を感じられる施設が点在している

**景観基本軸**  
 河川・道路など、台東区の景観構造の主要な骨格となるものに対して、重点的に景観形成を図る

**景観形成特別地域  
 景観育成地区**  
 地域の個性や景観資源を活かしながら、良好な景観形成に取り組む



### (3) 豊富で多種多様な景観資源の保全・活用による景観形成

- 区内に多く残る、多種多様な近代建築や寺社、長屋等の歴史的建造物、地域のシンボルとなっている樹木などの歴史文化資源を積極的に掘り起こし、景観法の制度、条例等による独自制度により景観資源の保全・活用を進めていきます。

#### ・景観法の制度の活用

- 景観重要建造物制度・景観重要樹木制度等を活用した景観資源や緑の保全を図ります。
- 行為制限等により、景観資源周辺の建築物等について、資源に配慮したきめ細やかな景観誘導を図ります。
- 景観協定制度の活用により、景観資源の保全・活用に資する地域ルールづくりを推進します。

#### ・条例等による独自制度の活用

- 景観重要建造物・樹木への指定について所有者の同意が得にくい場合や、祭、眺めなどの法では受け止められないが地域で守りたい資源についても選定できる、区独自の「景観形成資源の選定制度」を創設し、資源を幅広く選定・登録することで区民への周知を図ります。
- 区民による歴史的建築物や景観上重要な樹木等の景観資源の保全、活用に対する支援策等の構築を図ります。
- 事前協議等の区の独自制度の運用によって、景観資源に配慮した実効性のある景観誘導を図ります。

#### ■ 建 築



浅草のイメージをデザインに取り入れ景観形成に寄与している和風建築



まちかどの、小さいながらも特徴あるデザインの近代建築



谷中霊園の脇に佇む、地域の文化を象徴する建物



古来からのランドマークであった待乳山聖天

#### ■ 樹木・その他



地域のランドマークであるヒマラヤ杉



シンボルとなる巨木とあふれ出る上野公園の緑



隅田川に架かる個性的な橋梁群



下町の生活の象徴である祭りの風景

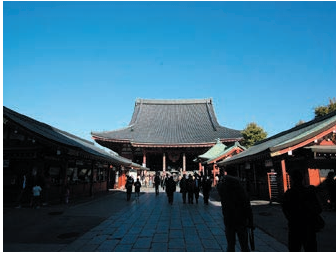


#### (4) 特定眺望景観の保全による景観形成

- ・ 景観法に基づく行為制限制度の活用や事前協議による、スカイラインの保全を図る仕組みを構築し、良好なまち並みの景観誘導等を図っていきます。
- ・ 国際観光都市・台東区を象徴する浅草寺は、その周辺を含めて、今日も風格ある景観を形成しています。眺望景観については、その保全を検討していきます。
- ・ 上野公園不忍池周辺や谷中寺町周辺においても、眺望景観に配慮した周辺まち並みの誘導を検討していきます。
- ・ 新たな眺望対象となる東京スカイツリーについても、台東区側からの眺望の保全を検討していきます。
- ・ また、眺望景観には区外の建築活動等も影響することから、隣接区との連携も図りながら良好な眺望景観の保全・創出を推進する仕組みを検討します。

##### ○浅草寺周辺の眺望景観

浅草寺本堂、浅草神社（重要文化財）への眺望



浅草寺本堂への眺め



浅草神社への眺め

浅草寺本堂や浅草神社等の背後景観のスカイラインの調和を図り、シンボルとなる施設を際立たせる

##### ○不忍池周辺の眺望景観

弁天堂参道から池周辺への眺め



調和の取れたスカイラインを形成する

視点場からの良好な眺望の確保



かつては池を見下ろす名所であった清水観音堂の舞台から、眺望を確保した視点場の整備を図る（右写真は観音堂下の階段からの眺め）



名所江戸百景に描かれた清水堂

(出典:「名所江戸百景」歌川広重  
東京都江戸東京博物館所蔵)

### 3. 公共施設整備と連携した景観形成

景観整備を進める上で区民の模範となる公共施設について、台東区が先導的かつ積極的な景観形成を図っていきます。さらに、特に景観上重要な軸や地域を特徴づけている国や東京都の公共施設についても、景観重要公共施設に位置づけるとともに、これまでの景観協議の実効性をより高める仕組みを構築し、国や都と連携して景観まちづくりを実施できる体制を構築していきます。

#### (1) 景観重要公共施設の指定

景観上重要な軸や地域の骨格を成している道路、河川、公園について景観重要公共施設と位置づけ、国、東京都、台東区が連携し周辺のまち並みとの一体的な景観形成を図ります。

#### (2) 公共施設の景観整備に向けた仕組みづくり

景観重要公共施設や景観重要公共施設の指定対象とならない公共施設についても、台東区が策定する「景観づくり指針」に基づき景観まちづくりの方向性を共有し誘導を図ります。

### 4. 景観施策推進の体制

景観施策を効果的に推進するために、庁内での推進体制を整えるとともに、関係機関との連携体制を構築します。

#### (1) 景観計画等の運用体制

##### ・景観審議会

本区では、これまで景観に関わる重要事項を審議するための機関として、学識経験者や区民等によって構成される景観審議会を設置してきました。今後も、本景観審議会を景観計画の運用や変更等に関すること、及び景観施策全般に関わることの審議機関として位置づけていきます。

##### ・景観アドバイザー

建築行為等の協議、誘導には専門的な経験や知見が必要となることから、本区ではこれまでも専門家からなる景観アドバイザーを設置し、一定規模以上の建築物に対して景観アドバイザー会議における助言を行ってきました。この仕組みを継承・拡大し、今後も事前協議において、専門的な観点からの助言を行う専門組織として活用します。

#### (2) 関係機関等との連携体制

##### ・庁内における連携

景観づくりは幅広い分野にまたがるために、良好な景観形成を推進するにあたっては庁内の各部門が連携して取り組むことが必要です。そのために、庁内で横断的に情報共有ができる仕組みや、連携・協議を行う仕組みを構築していきます。

##### ・広域的景観づくり等における東京都や隣接区との連携

骨格となる道路や河川の景観づくり、または眺望景観の保全等の取り組みにおいては、区を超えた広域的な視点で景観を捉え、景観づくりを進める必要があります。広域的な視点を持つ東京都、及び隣接す

る中央区、文京区、千代田区、墨田区、荒川区との連携を図りながら、区を超えてまとまりを感じられる、効果的な景観づくりを推進していきます。

### (3) 景観計画の見直し及び拡充について

景観計画は一度策定して終わるものではなく、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等に応じた効果的な計画とします。そのために、本計画は定期的に内容を検討し、必要に応じて見直し・拡充を図っていきます。

## 5. 住民発意の取り組み支援【支援制度の継承・拡充・強化】

景観まちづくりは生活に根ざしたものであり、区民の方々がより良い生活環境をつくりたいと思う気持ちが景観まちづくりの始まりです。区民の方々が主体的に進める景観まちづくりへの、情報発信などとともに、支援制度を拡充・強化する事で、区民と行政との協働による景観まちづくりを推進します。

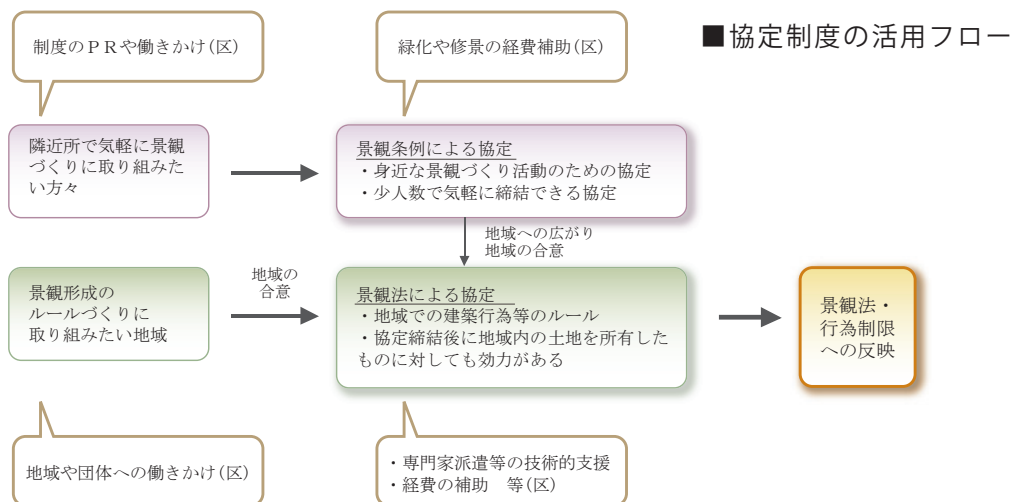
### (1) 協定制度の充実

#### ・景観まちづくり協定

1軒の景観づくりの取り組みから両隣も一緒になった取り組みへと広がる事で、まち並み景観ができます。これまでの協定は、商店街で活発に活用されてきましたが、今後は住宅地等においても地域からの発意によって、植栽の設置、接道部や外壁の修景を行う際に容易に協定を締結できる仕組みをつくり、緑化や修景等に対する補助等の支援策を構築していきます。この協定制度を活用しつつ、周辺を巻き込んだ地区のまち並みづくりやルールづくりへと展開できる場合には、周辺住民の合意を得つつ、景観協定への発展も想定します。

#### ・景観協定

特定の区域における土地や建築物の権利者は、その区域の景観形成にかかわる協定を合意のうえ締結し、それに基づいた景観形成を行うことができる制度です。従来の景観協定制度から景観法第81条に基づくものとして強化・拡充を図り、区民主体の幅広い領域での景観形成を目指す制度として活用します。さらに、地域の同意を得つつ、協定締結地区における景観法の制度行為制限への反映や、景観地区等の指定への展開も想定します。



1 旧条例で認定された景観協定を指す。台東区景観条例付則(経過措置)第7項では、旧条例第26条第2項の規定により認定された景観協定は、新条例第30条第2項の規定により認定された景観まちづくり協定とみなすとしている。



## (2) 住民主体の制度の充実

### ・ 景観形成団体

一定の区域の景観まちづくりを目的として活動する団体などを「景観形成団体」として認定する制度です。まちづくりに関するイベント、花壇の手入れや道路の清掃など、継続的な景観まちづくり活動に対しての活動費の一部補助や、地域でのルールづくり等に対する専門家の派遣等の技術支援を行い、住民の主体的な活動を促進していきます。

### ・ 景観整備機構

景観法第93条が定める業務を適正かつ確実にを行うための組織を指定するなど、本格的に良好な景観形成のための住民の主体的な活動のシステムを検討していきます。

## (3) 支援助成制度

台東区の緑は、平成22年度調査で緑被率12.3%となっています。

今後は、目に見える緑の量を増やしていくことで、落ち着きや潤いのある環境の創出を目指し、新たな建築や開発行為、公共事業において、積極的に緑を増やすよう誘導を図ります。

また、今ある建物やまち並みの中に緑を増やしていくには、生活している区民の方々の理解と協力が重要です。新たに屋上緑化、壁面緑化及び地先緑化をされる方に対する取り組みを促進するため、工事費の一部を助成する制度として「台東区民間施設緑化推進助成金制度」があります。

また、景観協定や景観地区などのルールを行おうとする団体に専門化派遣支援を行います。



隣近所で協力して花をしつらえ、まち並みをイメージアップしています。(文京区)



窓辺の立体緑化(横浜市)



屋上緑化(谷中)



お寺の塀にプランターを設置し、潤いのある塀の表情を演出しています。(松が谷)



塀を若干下げ、前面に植栽を設け、まち並みを演出しています。(かっぱ橋本通り)



塀の素材と植栽の工夫により修景しています(谷中)



ルーバーによって車を隠しているものの無機質な立体駐車場



立体駐車場を壁面緑化により修景した例



全面の緑化ができない場合、低層部に植栽を施すだけでも効果的です。



#### (4) 表彰制度

景観形成に寄与していると認められる建築物や、景観形成に寄与している団体、活動に対して表彰を行う制度として仕組みですが、平成2年度から平成12年度まで実施し、それ以降実施されてきませんでした。この仕組みを継承し、今後は継続的な実施を図ることで、景観づくりの普及・啓発を行っていきます。

### 6. 区民・事業者と区との協働による景観づくり

良好な景観形成のためには、景観づくりに関わる区民・事業者及び区が、果たすべき役割を有していることを認識し、景観づくりの主体として行動していくことが求められます。ここでは、区民、事業者及び区の果たすべき役割を示します。

#### (1) 区民の役割

区民は、景観形成方針に基づいて、区の景観についての理解を深めながら、まずは日常の身近な生活空間から景観づくりを実践していく役割を担います。また、自分のまち、地区に関係する人達と協力しながら、良好な景観形成を推進する役割を担います。さらに、区が実施する景観施策に協力して景観形成を推進する役割を担います。

#### (2) 事業者の役割

事業者は、景観形成方針に基づき、区の景観についての理解を深めつつ、土地利用や建築活動において、区が実施する景観施策に協力しつつ、良好な景観形成を推進する役割を担います。

#### (3) 区の役割

台東区は、景観形成方針に基づいて、区民、事業者の声を反映しつつ、良好な景観形成を効果的に推進するために総合的な施策を策定し、実施していきます。また、景観づくりの情報提供や普及啓発、人材育成に努め、区民、事業者発意の景観づくり活動に対して積極的に支援するとともに、公共事業等での先導的な景観形成を図ります。区民、事業者の個々の建築活動等においては、協議・誘導によって協働による良好な景観形成を図ります。



東京都台東区景観審議会名簿（平成20年4月1日から台東区景観計画策定まで）

氏名		役職名	備考
【学識経験者】			
会長	小林 正美	明治大学 理工学部建築学科教授	
副会長	尾登 誠一	東京藝術大学 美術学部デザイン科教授	
委員	小沢 朝江	東海大学 工学部建築学科教授	
委員	桑田 仁	芝浦工業大学 システム理工学部環境システム学科准教授	平成22年5月31日から
会長	北沢 猛	東京大学大学院 新領域創成科学研究科教授	平成21年12月22日まで
【区議会議員】			
委員	伊藤 萬太郎	台東区議会議員	平成23年5月16日から
委員	小坂 義久	台東区議会議員	平成23年5月16日から
委員	木村 肇	台東区議会議員	平成21年5月15日から 平成23年5月16日まで
委員	高森 喜美子	台東区議会議員	平成21年5月15日から 平成23年5月16日まで
委員	杉山 全良	台東区議会議員	平成20年6月10日から 平成21年4月30日まで
委員	鈴木 昭司	台東区議会議員	平成20年6月10日まで
委員	河野 純之佐	台東区議会議員	平成21年4月30日まで
【区民代表】			
委員	中村 栄太郎	東京都建築士事務所協会台東支部	
委員	野池 幸三	台東区町会連合会 谷中地区町会連合会会長	平成23年9月8日から
委員	三矢 博之	公募区民	平成21年3月4日から
委員	盛定 友子	公募区民	平成21年3月4日から
委員	岩瀬 桂助	台東区町会連合会 雷門地区町会連合会会長	平成23年9月8日まで
委員	渡邊 和子	公募区民	平成21年3月4日まで
委員	中村 文美	公募区民	平成21年3月4日まで
【区職員】			
委員	矢下 薫	台東区 企画財政部長	平成23年4月1日から
委員	川合 紀子	台東区 都市づくり部長	平成23年4月1日から
委員	高木 満夫	台東区 都市づくり部長	平成23年3月31日まで
委員	新井 幸久	台東区 企画財政部長	平成21年4月1日から 平成23年3月31日まで
委員	光安 孝志	台東区 企画財政部長	平成21年3月31日まで

台東区景観計画策定検討委員会（平成20年8月18日から台東区景観計画策定まで）

氏名		役職名	備考
【学識経験者】			
委員長	小林 正美	明治大学 理工学部建築学科教授	
副委員長	尾登 誠一	東京藝術大学 美術学部デザイン科教授	
【台東区景観アドバイザー】			
委員	江幡 松雄		
委員	千葉 一輝		
【区民】			
委員	松田 檀雄	谷中坂町町会会長	
委員	藤田 和弘	西浅草1丁目町会会長	